

神戸ネクストファーマー制度研修機関認定要領

第1 目的

この要領は、神戸ネクストファーマー制度実施要綱第3条（1）のアに定める研修機関の認定について必要な事項を定める。

第2 認定対象

この要領により認定対象とする研修機関は、研修生に対して、研修期間を通して農業開始に必要な技術や知識を一定水準以上習得させることができ、神戸市内で研修を実施する農業者等育成機関（以下「研修機関」という。）とする。

第3 研修機関の要件

認定する研修機関は、次の要件を全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、研修修了者が円滑に神戸ネクストファーマー資格者となれるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができる。
- 2 研修希望者の就農意欲やニーズに応えることができる研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

（1） 研修実施体制

- ① 法人にあたっては、定款・規約等に農地管理などに関する内容が明記されていること。
- ② 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- ③ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること。

（2） 研修期間

概ね 100 時間程度であること。ただし、原則 1 日 8 時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が 6 時間を超れば 45 分以上、8 時間を超れば 1 時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）を確保すること

（3） 研修内容

農業開始に必要な技術や知識を習得させる研修内容が以下の通り総合的かつ体系的に設定されていること

- ① 肥料・土作りから収穫までの一貫した栽培管理技術・知識に関する研修
 - ② 収穫後の出荷調整作業に関する研修
 - ③ 農業機械・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
 - ④ 栽培終了後の片づけや次作の準備に関する研修
 - ⑤ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
 - ⑥ 地域との関わり方や農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決め、鳥獣対策に関する研修
- 3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること
 - 4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること
 - 5 公序良俗に反する行為を行っていない等、神戸ネクストファーマーを育成する研修機関として適

切であること

6 研修終了後に、研修生から希望がある場合、神戸ネクストファーマーとして必要な農地の斡旋や営農地域との調整など、継続的に支援ができる体制が整っていること

第4 研修機関の認定審査

研修機関の認定審査の手続きについては、次のとおりとする。

1 申請

認定を希望する研修機関は、研修プログラムの受講生募集開始1ヶ月前までに研修機関認定申請書（様式第1号）を市長あて申請することとする。

※上記のほか、審査に必要な証拠資料等の提出を求めることがある。

2 審査

市長は、前項の申請書類が提出された場合は、本要領第3に掲げる認定要件を満たすか審査とともに、必要に応じて現地調査および代表者との面談を行い、神戸ネクストファーマー制度研修機関の認定の可否を決定する。ただし、次の要件に該当した場合は審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に著しい不備があり、面談等でも確認できない場合
- (2) 現地調査や面談に協力しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) その他不正行為があった場合

また、市長は審査結果に基づき、認定の可否について、申請のあった研修機関に様式第2号により速やかに通知する。

3 変更及び中止

認定された研修機関は、研修の内容等の変更を行う場合及び研修を中止する場合は、事前に研修機関変更認定申請書（様式第3号）を市長に申請することとする。

第5 認定の有効期間

認定した研修機関について、認定の有効期間は定めないが、認定後、適正に研修が行われていない場合や、本要領第3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、市から指導を行う。これによる改善が認められない場合、当該研修機関への認定を取り消すとともに、以後、再度の認定は行わないものとする。

なお、認定研修機関から認定取り消しの申し出があった場合は認定を取り消すが、研修終了者への支援は必要に応じて行うものとする。

第6 研修機関等の公表

市は認定した研修機関等の情報についてホームページ等で公表し、神戸ネクストファーマー希望者への周知を行う

第7 その他

制度創設時の措置として、本要領施行日までの1年以内に研修を実施している研修機関については、第4第1項に記載する書類等の提出により「神戸ネクストファーマー制度研修機関」として適当と認められる場合に限り、対象とすることとする。

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

本要領は、令和3年9月10日から施行するものとする。

本要領は、令和5年6月1日から施行するものとする。